

○文部科学省告示第九十二号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第八十八条の二（同令第一百十三条第三項及び第三百三十五条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部が履修させることができる授業について次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十七年四月一日

文部科学大臣 下村 博文

学校教育法施行規則第八十八条の二（同令第一百十三条第三項及び第三百三十五条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）が履修させることができる授業は、通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、同時かつ双方向に行われるものであつて、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）において、対面により行う授業に相当する教育効果を有すると認められたものとする。この場合において、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）は、同条に規定する授業を行う科目、総合的な学習の時間又は特別活動について、特別支援学校の高等部は、同令第三百三十五条第五項において準用する同令第八十八条の二に規定する授業を行う教科若しくは科目、道徳、総合的な学習の時間

、特別活動又は自立活動について、それぞれこれらの特質に応じ、対面により行う授業を相当の時間
数行うものとする。